附則第七項中「附則第五項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第八項とし、附則第四項から附則第六項までを一項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の一項を加える。

4　基金の役員又は職員であつた者のその職務上知ることのできた秘密については、第五十条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、附則第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

第二条　奄美群島振興開発特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「第六十条」を「第六十一条」に、「第六十一条・第六十二条」を「第六十二条・第六十三条」に、「第六十三条―第六十九条」を「第六十四条―第七十条」に改める。

第十七条第一項中「第六十四条、第六十五条」を「第六十五条、第六十六条」に、「第六十七条及び第六十九条」を「第六十八条及び第七十条」に改める。

第六十九条を第七十条とし、第六十三条から第六十八条までを一条ずつ繰り下げ、第五章中第六十二条を第六十三条とし、第六十一条を第六十二条とし、第四章第四節中第六十条を第六十一条とし、第五十九条を第六十条とし、第五十八条を第五十九条とし、第五十七条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第五十八条　主務大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

一　基金に対する通則法第六十四条第一項の規定による立入検査の権限

二　受託者に対する前条第一項の規定による立入検査の権限

2　内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3　内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4　金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附則第三項中「第六十二条」を「第六十三条」に改める。

（国立研究開発法人海上技術安全研究所法の一部改正）

第三条　国立研究開発法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法

目次中「第十三条」を「第十三条―第十五条」に、「第十四条・第十五条」を「第十六条・第十七条」に改める。

第一条及び第二条中「国立研究開発法人海上技術安全研究所」を「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所」に改める。

第三条中「国立研究開発法人海上技術安全研究所」を「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所」に改め、「防止に係る技術」の下に「、港湾及び空港の整備等に関する技術並びに電子航法（電子技術を利用した航法をいう。以下同じ。）」を加え、「海上輸送」を「交通」に改める。

第五条第一項中「附則第五条第二項」の下に「及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号）附則第三条第一項」を、「金額」の下に「の合計額」を加える。

第六条第二項中「二人」を「四人」に改める。

第十一条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「の技術」を「から第三号までの技術及び電子航法」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号中「前号」を「前各号」に、「成果を普及する」を「技術の指導及び成果の普及を行う」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二　次に掲げる事項に係る技術に関する基礎的な調査、研究及び開発を行うこと。

イ　港湾の整備、利用及び保全に関すること。

ロ　航路の整備及び保全に関すること。

ハ　港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること。

ニ　港湾内の海岸の整備、利用及び保全に関すること。

ホ　飛行場の整備及び保全に関すること。

三　前号イからホまでに掲げる事項に関する事業の実施に係る技術に関する研究及び開発を行うこと。

四　電子航法に関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とする。

第四章中第十三条を第十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

（国土交通大臣の指示）

第十三条　国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められる場合においては、研究所に対し、第十一条第二号若しくは第三号に掲げる業務又は同条第五号に掲げる業務（同条第二号又は第三号に掲げる業務に係るものに限る。）のうち必要な業務を実施すべきことを指示することができる。

第四章に次の一条を加える。

（港湾法の適用の特例）

第十五条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項の規定の適用については、研究所は、国とみなす。この場合においては、同条第四項ただし書中「前項に規定する者」とあるのは、「前項に規定する者（国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（独立行政法人海技教育機構法の一部改正）

第四条　独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（船員であった者及び船員となろうとする者及び船員（船員であった）に、「船舶」を「、船舶」に、「教授する」を「教授し、並びに航海訓練を行う」に改める。

第四条中「静岡県」を「神奈川県」に改める。

第五条第一項中「附則第五条第二項及び」を「附則第五条第二項、」に改め、「附則第九条第一項」の下に「及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号）附則第三条第一項」を加える。

第六条第二項中「二人」を「四人」に改める。

第十一条第一号中「船員」を「船員となろうとする者及び船員」に、「船舶」を「、船舶」に、「教授する」を「教授し、並びに航海訓練を行う」に改め、同項第二号中「技能」の下に「並びに航海訓練」を加える。

第十四条の見出し中「港湾法」を「他の法令」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条及び同条に基づく政令の規定の適用については、機構は、国とみなす。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に改める。

第十一条第一項第十三号中「を除却する」を「の除却を行う」に、「又は」を「若しくは」に、「新たに賃貸住宅を建設すること」を「新たな賃貸住宅の建設」に改め、「含む。）」の下に「又はこれらの存していた土地に近接する土地に新たにこれらに代わるべき賃貸住宅の建設（複数の賃貸住宅の機能を集約するために行うものに限る。）を行うこと」を加える。

第十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（投資）」を付し、同条第一項中「含む」の下に「。以下同じ」を加える。